

秋田市教育委員会 平成25年3月定例会 (資料)

【資料目次】

付議案件

議案第4号 秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する件	
・ 改正理由	… 1
・ 新旧対照表	… 2
議案第5号 秋田市教育委員会の権限に属する事務を秋田公立美術 工芸短期大学学長および事務局長に委任する規則を廃 止する件	
・ 廃止理由	… 4
議案第6号 秋田市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する 規則の一部を改正する件	
・ 改正理由	… 5
・ 新旧対照表	… 6
議案第7号 秋田市教育委員会公印規則の一部を改正する件	
・ 改正理由	… 8
・ 新旧対照表	… 9
議案第8号 秋田市立学校授業料減免規則の一部を改正する件	
・ 改正理由	… 11
・ 新旧対照表	… 12
議案第9号 秋田公立美術工芸短期大学附属高等学院管理規則の 一部を改正する件	
・ 改正理由	… 13
・ 新旧対照表	… 15
議案第10号 秋田公立美術工芸短期大学附属高等学院学則の一部 を改正する件	
・ 改正理由	… 21
・ 新旧対照表	… 22
議案第11号 秋田市立御所野学院中学校、高等学校管理規則の一部 を改正する件	
・ 改正理由	… 23
・ 新旧対照表	… 24
議案第12号 地蔵田遺跡出土品展示施設管理運営規則を設定する件	
・ 設定理由	… 28
議案第13号 秋田市指定文化財の指定に関する件	
・ 秋田市指定文化財の指定について	… 29
・ 「秋田城跡出土胞衣壺」について	… 30
・ 「秋田城跡出土胞衣壺」に関わる図面、写真	… 35
・ 「聲体寺亀趺碑」について	… 38
・ 「聲体寺亀趺碑」に関わる図面、写真	… 45

秋田市教育委員会行政組織規則の一部改正

第1 改正理由

スポーツ振興課の分掌する事務を改めるため、改正しようとするものである。

第2 改正要旨

1 第8条関係（事務局の分掌事務等）

スポーツ振興課の分掌する事務から、「東北総合体育大会」に関する事務を削除するもの

2 附則関係

施行は、平成25年4月1日からとするもの

秋田市教育委員会行政組織規則新旧対照表

改 正 案	現 行
第1条～第7条 (略) (事務局の分掌事務等) 第8条 事務局の課および室の分掌する事務は、 おおむね次のとおりとする。 総務課～学校教育課 (略) スポーツ振興課 (1) 生涯スポーツの振興に関する総合企画および実施に関すること。 (2) スポーツ団体の育成に関すること。 (3) 各種スポーツ大会および行事の開催に関すること。 (4) スポーツ施設の設置および廃止ならびに管理に関すること。 (5) 学校体育施設の開放に関すること。 (6) スポーツ推進委員に関すること。 (7) スポーツ振興基金の管理に関すること。 (8) 八橋運動公園内の体育施設に関すること。 (9) 八橋運動公園の管理に関すること。 (10) 土崎市民グラウンドに関すること。 (11) 一つ森公園弓道場に関すること。 (12) 屋内多目的運動場に関すること。 (13) 北野田公園内の体育施設に関すること。 (14) 北野田公園の管理に関すること。 <u>(15) 課の予算経理に関すること。</u> 2～5 (略) 以下 (略)	第1条～第7条 (略) (事務局の分掌事務等) 第8条 事務局の課および室の分掌する事務は、 おおむね次のとおりとする。 総務課～学校教育課 (略) スポーツ振興課 (1) 生涯スポーツの振興に関する総合企画および実施に関すること。 (2) スポーツ団体の育成に関すること。 (3) 各種スポーツ大会および行事の開催に関すること。 (4) スポーツ施設の設置および廃止ならびに管理に関すること。 (5) 学校体育施設の開放に関すること。 (6) スポーツ推進委員に関すること。 (7) スポーツ振興基金の管理に関すること。 (8) 八橋運動公園内の体育施設に関すること。 (9) 八橋運動公園の管理に関すること。 (10) 土崎市民グラウンドに関すること。 (11) 一つ森公園弓道場に関すること。 (12) 屋内多目的運動場に関すること。 (13) 北野田公園内の体育施設に関すること。 (14) 北野田公園の管理に関すること。 <u>(15) 東北総合体育大会に関すること。</u> <u>(16) 課の予算経理に関すること。</u> 2～5 (略) 以下 (略)

秋田市教育委員会の権限に属する事務を秋田公立美術工芸
短期大学学長および事務局長に委任する規則の廃止

第1 廃止理由

秋田公立美術大学附属高等学院に係る全ての事務を教育委員会が行う
ことに伴い、廃止しようとするものである。

※廃止は、平成25年4月1日からとする。

秋田市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部改正

第1 改正理由

秋田公立美術大学附属高等学院に係る全ての事務を教育委員会が行うことに伴い、規定を整備するため、改正しようとするものである。

第2 改正要旨

1 第1条関係（教育長への委任）

教育委員会で決定すべき事項を除き、秋田公立美術大学附属高等学院に係る教育事務についても教育長に委任することとするもの

2 附則関係

施行は、平成25年4月1日からとするもの

秋田市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則新旧対照表

改 正 案	現 行
(教育長への委任) 第1条 秋田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。 (1) 教育に関する事務の管理および執行の基本的な方針に関すること。 (2) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。 (3) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置および廃止に関すること。 (4) 教育委員会および教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。 (5) 教育に関する事務の管理および執行の状況の点検および評価に関すること。 (6) 教育予算その他の議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関すること。 (7) 小、中学校の通学区域の設定および変更に関すること。 (8) 教科書の採択に関すること。 (9) 市指定文化財の指定に関すること。 (10) その他特に重要なこと。 以下 (略)	(教育長への委任) 第1条 秋田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務（<u>秋田公立美術工芸短期大学附属高等学院に係る教育事務を除く。</u>）を教育長に委任する。 (1) 教育に関する事務の管理および執行の基本的な方針に関すること。 (2) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。 (3) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置および廃止に関すること。 (4) 教育委員会および教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。 (5) 教育に関する事務の管理および執行の状況の点検および評価に関すること。 (6) 教育予算その他の議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関すること。 (7) 小、中学校の通学区域の設定および変更に関すること。 (8) 教科書の採択に関すること。 (9) 市指定文化財の指定に関すること。 (10) その他特に重要なこと。 以下 (略)

秋田市教育委員会公印規則の一部改正

第1 改正理由

秋田公立美術大学附属高等学院に係る全ての事務を教育委員会が行うことに伴い、同学院の公印を定めるため、改正しようとするものである。

第2 改正要旨

1 別表関係

秋田公立美術大学附属高等学院に係る公印の種類、使用区分等およびそのひな形を定めるもの

2 附則関係

施行は、平成25年4月1日からとするもの

秋田市教育委員会公印規則新旧対照表

改 正 案								現 行							
第1条～第3条 （略）								第1条～第3条 （略）							
別表								別表							
公印の種類	ひな形	書体	寸法	印材	使用区分	保 管責任者	個数	公印の種類	ひな形	書体	寸法	印材	使用区分	保 管責任者	個数
委員会印	(1)	てん書	方30ミリメートル	木印	委員会名をもって発する文書	総務課長	1	委員会印	(1)	てん書	方30ミリメートル	木印	委員会名をもって発する文書	総務課長	1
委員会印	(2)	てん書	方30ミリメートル	木印	賞典関係文書（縦書き）	総務課長	1	委員会印	(2)	てん書	方30ミリメートル	木印	賞典関係文書（縦書き）	総務課長	1
委員会印	(3)	てん書	方11ミリメートル	木印	就学および卒業に関する文書	総務課長	1	委員会印	(3)	てん書	方11ミリメートル	木印	就学および卒業に関する文書	総務課長	1
委員長印	(4)	てん書	方24ミリメートル	木印	委員長名をもって発する文書	総務課長	1	委員長印	(4)	てん書	方24ミリメートル	木印	委員長名をもって発する文書	総務課長	1
委員長職務 代行者印	(5)	てん書	方24ミリメートル	木印	委員長職務代行者名をもって発する文書	総務課長	1	委員長職務 代行者印	(5)	てん書	方24ミリメートル	木印	委員長職務代行者名をもって発する文書	総務課長	1
教育長印	(6)	てん書	方24ミリメートル	木印	教育長名をもって発する文書	総務課長	1	教育長印	(6)	てん書	方24ミリメートル	木印	教育長名をもって発する文書	総務課長	1
教育長印	(7)	てん書	方27ミリメートル	木印	教育長名をもって発する文書	総務課長	1	教育長印	(7)	てん書	方27ミリメートル	木印	教育長名をもって発する文書	総務課長	1
教育長職務 代行者印	(8)	てん書	方24ミリメートル	木印	委員長職務代行者名をもって発する文書	総務課長	1	教育長職務 代行者印	(8)	てん書	方24ミリメートル	木印	委員長職務代行者名をもって発する文書	総務課長	1
課長印	(9)	てん書	方21ミリメートル	木印	課長名をもって発する文書	各課長	各1	課長印	(9)	てん書	方21ミリメートル	木印	課長名をもって発する文書	各課長	各1
室長印	(10)	てん書	方21ミリメートル	木印	室長名をもって発する文書	各室長	各1	室長印	(10)	てん書	方21ミリメートル	木印	室長名をもって発する文書	各室長	各1
館長印	(11)	てん書	方21ミリメートル	木印	館長名をもって発する文書	各館長	各1	館長印	(11)	てん書	方21ミリメートル	木印	館長名をもって発する文書	各館長	各1
所長印	(12)	てん書	方21ミリメートル	木印	所長名をもって発する文書	各所長	各1	所長印	(12)	てん書	方21ミリメートル	木印	所長名をもって発する文書	各所長	各1
学校印	(13)	てん書	方30ミリメートル	木印	卒業証書	各学校長	各1	学校印	(13)	てん書	方30ミリメートル	木印	卒業証書	各学校長	各1
学校長印	(14)	てん書	方18ミリメートル	木印	学校長名をもって発する文書	各学校長	各1	学校長印	(14)	てん書	方18ミリメートル	木印	学校長名をもって発する文書	各学校長	各1
学校長印	(15)	てん書	方18ミリメートル	木印	賞典関係文書（縦書き）および卒業証書	各学校長	各1	学校長印	(15)	てん書	方18ミリメートル	木印	賞典関係文書（縦書き）および卒業証書	各学校長	各1
<u>学院印</u>	<u>(16)</u>	<u>てん書</u>	<u>方30ミリメートル</u>	<u>木印</u>	<u>卒業証書</u>	<u>秋田公立美術大学附属高等学院校長</u>	<u>1</u>								
<u>学院校長印</u>	<u>(17)</u>	<u>てん書</u>	<u>方18ミリメートル</u>	<u>木印</u>	<u>秋田公立美術大学附属高等学院校長名をもって発する文書</u>	<u>秋田公立美術大学附属高等学院校長</u>	<u>1</u>								
<u>学院校長印</u>	<u>(18)</u>	<u>てん書</u>	<u>方18ミリメートル</u>	<u>木印</u>	<u>賞典関係文書（縦書き）および卒業証書</u>	<u>秋田公立美術大学附属高等学院校長</u>	<u>1</u>								

公印のひな形

(1)	(2)	(3)
秋 田 県 秋 田 市 教 育 委 員 会 印	委 田 秋 員 市 田 会 教 県 印 育 秋	秋 田 県 秋 田 市 教 育 委 員 会 印
(4)	(5)	(6)
秋 田 市 教 育 委 員 会 委 員 長 印	秋 田 市 教 育 委 員 会 委 員 長 職 務 代 行 者 印	秋 田 市 教 育 委 員 会 教 育 長 印
(7)	(8)	(9)
教 育 秋 育 委 田 長 員 市 印 会 教	秋 田 市 教 育 委 員 会 教 育 長 職 務 代 行 者 印	秋 田 市 教 育 委 員 会 〇〇課長之印
(10)	(11)	(12)
秋 田 市 教 育 委 員 会 〇〇室長之印	秋 田 市 (立) 〇 〇 〇 〇 館 長 之 印	秋 田 市 〇 〇 〇 〇 所 長 之 印
(13)	(14)	(15)
学 〇 秋 校 〇 田 之 〇 市 印 〇 立	秋 田 市 立 〇 〇 〇 〇 学 校 長 之 印	学 〇 秋 校 〇 田 長 〇 市 之 〇 市 印 〇 立
(16)	(17)	(18)
高 術 秋 等 大 田 学 学 公 院 附 立 之 属 美 印 属 術	秋田公立美術 大学附属高等 学院校長之印	学 大 秋 院 学 田 校 附 公 長 属 立 之 高 美 印 等 術

公印のひな形

(1)	(2)	(3)
秋 田 県 秋 田 市 教 育 委 員 会 印	委 田 秋 員 市 田 会 教 県 印 育 秋	秋 田 県 秋 田 市 教 育 委 員 会 印
(4)	(5)	(6)
秋 田 市 教 育 委 員 会 委 員 長 印	秋 田 市 教 育 委 員 会 委 員 長 職 務 代 行 者 印	秋 田 市 教 育 委 員 会 教 育 長 印
(7)	(8)	(9)
教 育 秋 育 委 田 長 員 市 印 会 教	秋 田 市 教 育 委 員 会 教 育 長 職 務 代 行 者 印	秋 田 市 教 育 委 員 会 〇〇課長之印
(10)	(11)	(12)
秋 田 市 教 育 委 員 会 〇〇室長之印	秋 田 市 (立) 〇 〇 〇 〇 館 長 之 印	秋 田 市 〇 〇 〇 〇 所 長 之 印
(13)	(14)	(15)
学 〇 秋 校 〇 田 之 〇 市 印 〇 立	秋 田 市 立 〇 〇 〇 〇 学 校 長 之 印	学 〇 秋 校 〇 田 長 〇 市 之 〇 市 印 〇 立

秋田市立学校授業料減免規則の一部改正

第1 改正理由

秋田公立美術大学附属高等学院に係る全ての事務を教育委員会が行うことに伴い、規定を整備するため、改正しようとするものである。

第2 改正要旨

1 第3条関係（減免の手続および決定）

秋田公立美術大学附属高等学院の授業料の減免を受ける場合は、教育委員会に願書等を提出しなければならないこととするもの

2 附則関係

施行は、平成25年4月1日からとするもの

秋田市立学校授業料減免規則新旧対照表

改 正 案	現 行
第1条および第2条 （略） （減免の手続および決定） 第3条 授業料の減免を受けようとする者は、次に掲げる書類を添えた願書を校長を経由して秋田市教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。 （1）家庭調書および戸籍の謄本又は全部事項証明書 （2）市町村長の証明する資産および生活状況調書 2 校長は、前項の願書を受理したときは、その願書に意見書を付して秋田市教育委員会に進達しなければならない。 以下 （略）	第1条および第2条 （略） （減免の手続および決定） 第3条 授業料の減免を受けようとする者は、次に掲げる書類を添えた願書を校長を経由して秋田市教育委員会 <u>（秋田公立美術工芸短期大学附属高等学院にあっては、秋田公立美術工芸短期大学事務局長。以下同じ。）</u> に提出し、その許可を受けなければならない。 （1）家庭調書および戸籍の謄本又は全部事項証明書 （2）市町村長の証明する資産および生活状況調書 2 校長は、前項の願書を受理したときは、その願書に意見書を付して秋田市教育委員会に進達しなければならない。 以下 （略）

秋田公立美術工芸短期大学附属高等学院管理規則の一部改正

第1 改正理由

校長職務代理者等について定めるとともに、秋田公立美術工芸短期大学附属高等学院の校名変更等に伴い規定を整備するため、改正しようとするものである。

第2 改正要旨

1 題名および第1条関係

校名変更に伴い、規定を整備するもの

2 第2条から第7条まで、第9条および第10条関係

秋田公立美術大学附属高等学院に係る全ての事務を教育委員会が行うことに伴い、規定を整備するもの

3 第12条関係（副校長等）

(1) 副校長および教頭の職務について定めるもの

(2) 校長が不在の場合等の職務代理者について規定するもの

(3) 教諭その他の教員を置くことを明示するもの

4 第13条関係（事務長等）

(1) 事務長は、他の事務職員等を監督することとするもの

(2) 事務職員その他の職員を置くことを明示するもの

5 第14条関係（不在代決）

事務長は、校長、副校長等が不在で急を要する場合に限り、事務職員等の時間外勤務、年次有給休暇等に関する事項を代決できることとするもの

6 第22条、第24条から第26条まで関係

秋田公立美術大学附属高等学院に係る全ての事務を教育委員会が行うことに伴い、規定を整備するもの

7 第27条関係（私事外国旅行の手続）

国内の1泊以上の旅行をする場合の届出制を廃止するもの

8 第35条、第39条および第40条関係

秋田公立美術大学附属高等学院に係る全ての事務を教育委員会が行うことに伴い、規定を整備するもの

9 附則関係

施行は、平成25年4月1日からとするもの

秋田公立美術工芸短期大学附属高等学院管理規則新旧対照表

改 正 案	現 行
秋田公立美術大学附属高等学院管理規則 第 1 章 総則 (趣旨) 第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条の規定に基づき、秋田公立美術大学附属高等学院（以下「学校」という。）の管理運営の基本的事項を定めるものとする。 第 2 章 休業日 (休業日) 第 2 条 (略) 2 校長は、前項第 4 号から第 6 号までに規定する休業日の日数により難い特別の事情があるときは、あらかじめ休業日変更届出書を<u>教育委員会</u>に提出し、その時期を変更し、又はその日数を通算した範囲内でこれを増減することができる。 3 校長は、第 1 項第 7 号の規定により休業日を設けようとするときは、あらかじめ休業日届出書を<u>教育委員会</u>に提出しなければならない。 第 2 章の 2 学校評価 (学校評価) 第 2 条の 2 校長は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第189条において準用する同令第68条の規定に基づき、4 月末日までに前年度における学校評価の結果を<u>教育委員会</u>に報告するものとする。 2 <u>前項</u>に定めるもののほか、学校評価の実施	秋田公立美術<u>工芸短期</u>大学附属高等学院管理規則 第 1 章 総則 (趣旨) 第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条の規定に基づき、秋田公立美術<u>工芸短期</u>大学附属高等学院（以下「学校」という。）の管理運営の基本的事項を定めるものとする。 第 2 章 休業日 (休業日) 第 2 条 (略) 2 校長は、前項第 4 号から第 6 号までに規定する休業日の日数により難い特別の事情があるときは、あらかじめ休業日変更届出書を<u>秋田公立美術工芸短期大学学長</u>（以下「学長」という。）に提出し、その時期を変更し、又はその日数を通算した範囲内でこれを増減することができる。 3 校長は、第 1 項第 7 号の規定により休業日を設けようとするときは、あらかじめ休業日届出書を<u>学長</u>に提出しなければならない。 第 2 章の 2 学校評価 (学校評価) 第 2 条の 2 校長は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第189条において準用する同令第68条の規定に基づき、4 月末日までに前年度における学校評価の結果を報告するものとする。 2 <u>前項の規定に基づく報告は、学長および教育委員会に対して行うものとする。</u> 3 <u>前 2 項</u>に定めるもののほか、学校評価の実

に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 教育活動 (教育課程の編成等)

第3条 (略)

2 前項の規定により編成する教育課程は、次の各号に定める年間授業週数、週当たりの授業時数および1単位時間を標準として編成するものとする。

- (1) 年間授業週数 35週
- (2) 週当たりの授業時数 30単位時間
- (3) 1単位時間 50分

3 (略)

4 校長は、第1項から第3項までの規定により教育課程を編成し、又は前項の規定により授業の終始時刻を定めたときは、当該年度に係る次の各号に掲げる事項を記載した教育課程等年間計画書を作成し、4月末日までに教育委員会に届け出なければならない。

- (1) 課程別学年別教育課程および特に校長が定める教育活動の週当たりの授業時数
- (2) 週当たりの授業時数
- (3) 授業の終始時刻

5 校長は、前年度における教育課程の実施状況について、毎学年度終了後1箇月以内に、教育課程実施報告書を教育委員会に提出しなければならない。

(校外行事)

第4条 (略)

2 前項の行事の実施に当たって、実施地が県外にあるときは、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

(振替授業)

第5条 校長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、授業日と第2条第1項第1号から第3号までに掲げる休業日をそれぞれ振り替えることができる。

- (1) 学校行事としての運動会、校内制作展お

施に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 教育活動 (教育課程の編成等)

第3条 (略)

2 前項の規定により編成する教育課程は、次の各号に定める年間授業週数、週当りの授業時数および1単位時間を標準として編成するものとする。

- (1) 年間授業週数 35週
- (2) 週当りの授業時数 30単位時間
- (3) 1単位時間 50分

3 (略)

4 校長は、第1項から第3項までの規定により教育課程を編成し、又は前項の規定により授業の終始時刻を定めたときは、当該年度に係る次の各号に掲げる事項を記載した教育課程等年間計画書を作成し、4月末日までに学長に届け出なければならない。

- (1) 課程別学年別教育課程および特に校長が定める教育活動の週当りの授業時数
- (2) 週当りの授業時数
- (3) 授業の終始時刻

5 校長は、前年度における教育課程の実施状況について、毎学年度終了後1箇月以内に、教育課程実施報告書を学長に提出しなければならない。

(校外行事)

第4条 (略)

2 前項の行事の実施に当って、実施地が県外にあるときは、あらかじめ学長の承認を受けなければならない。

(振替授業)

第5条 校長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、授業日と第2条第1項第1号から第3号までに掲げる休業日をそれぞれ振り替えることができる。

- (1) 学校行事としての運動会、校内制作展お

よび卒業制作展等恒例の行事を行う場合 (2) あらかじめ授業日変更届出書により<u>教育委員会</u>に届け出た場合 (臨時休業) 第6条 校長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、臨時に授業を行わないことができる。 (1) 非常変災その他急迫の事情がある場合 (2) 教育の実施上特に必要と認め、あらかじめ臨時休業承認申請書により<u>教育委員会</u>の承認を受けた場合 2 校長は、前項第1号の理由により授業を行わないときは、直ちにその事情を<u>教育委員会</u>に連絡するとともに、非常変災等臨時休業報告書を提出しなければならない。 (教科書の採択) 第7条 学校において使用する教科書（教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条に規定する教科書をいう。以下同じ。）は、<u>教育委員会</u>が採択したものでなければならない。 第8条 （略） (教材の届出) 第9条 校長は、教科書の発行されていない各教科・科目の主たる教材として教科用図書を使用しようとするときは、あらかじめ教科用図書使用届を<u>教育委員会</u>に届け出なければならない。 2 校長は、教材として副読本類の併用図書を使用する場合は、あらかじめ併用図書使用届出書を<u>教育委員会</u>に提出しなければならない。 (懲戒) 第10条 （略） 2 校長は、前項の規定により生徒の処分を行ったときは、その氏名、理由および期間を具	よび卒業制作展等恒例の行事を行う場合 (2) あらかじめ授業日変更届出書により<u>学長</u>に届け出た場合 (臨時休業) 第6条 校長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、臨時に授業を行わないことができる。 (1) 非常変災その他急迫の事情がある場合 (2) 教育の実施上特に必要と認め、あらかじめ臨時休業承認申請書により<u>学長</u>の承認を受けた場合 2 校長は、前項第1号の理由により授業を行わないときは、直ちにその事情を<u>学長</u>に連絡するとともに、非常変災等臨時休業報告書を提出しなければならない。 (教科書の採択) 第7条 学校において使用する教科書（教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条に規定する教科書をいう。以下同じ。）は、<u>学長</u>が採択したものでなければならない。 第8条 （略） (教材の届出) 第9条 校長は、教科書の発行されていない各教科・科目の主たる教材として教科用図書を使用しようとするときは、あらかじめ教科用図書使用届を<u>学長</u>に届け出なければならない。 2 校長は、教材として副読本類の併用図書を使用する場合は、あらかじめ併用図書使用届出書を<u>学長</u>に提出しなければならない。 (懲戒) 第10条 （略） 2 校長は、前項の規定により生徒の処分を行ったときは、その氏名、理由および期間を具
--	--

して教育委員会に報告しなければならない。

第11条 (略)

(副校長等)

第12条 学校に副校長又は教頭を置く。

2 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

3 副校長は、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行う。

4 教頭は、校長および副校長を助け、校務を整理し、および必要に応じ教育をつかさどる。

5 教頭は、校長および副校長に事故があるときは校長の職務を代理し、校長および副校長が欠けたときは校長の職務を行う。

6 第1項に規定するもののほか、学校に教諭その他の教員を置く。

(事務長等)

第13条 学校に事務長を置く。

2 事務長は、校長の監督を受けて、庶務および会計を統括し、他の事務職員等を監督する。

3 第1項に規定するもののほか、学校に事務職員およびその他の職員を置く。

(不在代決)

第14条 校長が不在のときは、副校長又は教頭は、その事務を代決することができる。ただし、重要又は異例に属する事項については、この限りでない。

2 事務長は、校長、副校長および教頭が不在のときは、急施を要するものに限り、次に掲げる事項について、その事務を代決することができる。ただし、重要又は異例に属する事項については、この限りでない。

(1) 事務職員およびその他の職員の時間外勤務および休日勤務に関すること。

(2) 事務職員およびその他の職員の年次有給休暇に関すること。

して学長に報告しなければならない。

第11条 (略)

(副校長および教頭)

第12条 学校に副校長又は教頭を置く。

(事務長の職)

第13条 学校に事務長を置く。

2 事務長は、校長の監督を受けて、庶務および会計を統括する。

(不在代決)

第14条 校長が不在のときは、副校長又は教頭は、その事務を代決することができる。ただし、重要又は異例に属する事項については、この限りでない。

第15条～第21条 （略）

（職務に専念する義務の免除の手続）

第22条 職員は、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年秋田市条例第7号）第2条の規定により職務に専念する義務の免除（以下「職務免除」という。）を受けようとするときは、あらかじめ職務免除承認申請書を校長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、校長の職務免除は教育長が承認する。

第23条 （略）

（職員の出張）

第24条 職員の出張は、出張命令伺書により校長が命ずる。ただし、校長の出張については、教育長が命ずる。

2 および 3 （略）

（事務引継）

第25条 校長は、転任、休職又は退職を命ぜられたときは、その事務を後任者に引き継ぐとともに、速やかにその事務についての事務引継書を作成し、教育長に届け出るものとする。

（赴任）

第26条 職員は、新たに採用され、又は転任を命ぜられたときは、その命令を受けた日から7日以内に着任しなければならない。ただし、特別の事由により校長にあっては教育長の、校長以外の職員にあっては校長の承認を受けたときは、この限りでない。

（私事外国旅行の手続）

第27条

第15条～第21条 （略）

（職務に専念する義務の免除の手続）

第22条 職員は、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年秋田市条例第7号）第2条の規定により職務に専念する義務の免除（以下「職務免除」という。）を受けようとするときは、あらかじめ職務免除承認申請書を校長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、校長の職務免除は学長が承認する。

第23条 （略）

（職員の出張）

第24条 職員の出張は、出張命令伺書により校長が命ずる。ただし、校長の出張については、学長が命ずる。

2 および 3 （略）

（事務引継）

第25条 校長は、転任、休職又は退職を命ぜられたときは、その事務を後任者に引き継ぐとともに、速やかにその事務についての事務引継書を作成し、学長に届け出るものとする。

（赴任）

第26条 職員は、新たに採用され、又は転任を命ぜられたときは、その命令を受けた日から7日以内に着任しなければならない。ただし、特別の事由により校長にあっては学長の、校長以外の職員にあっては校長の承認を受けたときは、この限りでない。

（私事旅行の手続）

第27条 職員は、私事のため居住地を離れて1泊以上にわたる旅行をしようとするときは、私事旅行届により校長にあっては学長に、校長以外の職員にあっては校長に届け出なければ

職員は、外国に私事旅行しようとするときは、当該旅行の1箇月前までに、海外旅行申請書を校長にあっては<u>教育長</u>、校長以外の職員にあっては校長に提出し、その承認を受けなければならない。	<u>ばならない。</u> 2 職員は、外国に私事旅行しようとするときは、当該旅行の1箇月前までに、海外旅行申請書を校長にあっては<u>学長</u>、校長以外の職員にあっては校長に提出し、その承認を受けなければならない。
第28条～第34条 (略)	第28条～第34条 (略)
(施設等の滅失、破損) 第35条 校長は、学校の施設又は設備が滅失し、又は破損したときは、速やかに<u>教育委員会</u>に報告しなければならない。	(施設等の滅失、破損) 第35条 校長は、学校の施設又は設備が滅失し、又は破損したときは、速やかに<u>秋田公立美術工芸短期大学事務局長</u>（以下「<u>事務局長</u>」という。）に報告しなければならない。
第36条～第38条 (略)	第36条～第38条 (略)
(服務報告) 第39条 校長は、毎月職員の服務状況を翌月の5日まで、服務報告書により<u>教育委員会</u>に報告するものとする。	(服務報告) 第39条 校長は、毎月職員の服務状況を翌月の5日まで、服務報告書により<u>事務局長</u>に報告するものとする。
(入学者等の報告) 第40条 校長は、入学を許可したものについて、速やかに生徒入学報告書を<u>教育委員会</u>に提出しなければならない。 2 校長は、休学、復学又は退学を許可したものについて、速やかに生徒異動報告書により<u>教育委員会</u>に提出しなければならない。	(入学者等の報告) 第40条 校長は、入学を許可したものについて、速やかに生徒入学報告書を<u>学長</u>に提出しなければならない。 2 校長は、休学、復学又は退学を許可したものについて、速やかに生徒異動報告書により<u>学長</u>に提出しなければならない。
以下 (略)	以下 (略)

秋田公立美術工芸短期大学附属高等学院学則の一部改正

第1 改正理由

秋田公立美術工芸短期大学附属高等学院の校名変更に伴い、規定を整備するため、改正しようとするものである。

第2 改正要旨

1 題名および第1条関係

校名変更に伴い、規定を整備するもの

2 附則関係

施行は、平成25年4月1日からとするもの

秋田公立美術工芸短期大学附属高等学院学則新旧対照表

改 正 案	現 行
秋田公立美術大学附属高等学院学則 (趣旨) 第1条 この規則は、別に定めるもののほか、秋田公立美術大学附属高等学院（以下「学校」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。 以下 （略）	秋田公立美術<u>工芸短期</u>大学附属高等学院学則 (趣旨) 第1条 この規則は、別に定めるもののほか、秋田公立美術<u>工芸短期</u>大学附属高等学院（以下「学校」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。 以下 （略）

秋田市立御所野学院中学校、高等学校管理規則の一部改正

第1 改正理由

御所野学院中学校および高等学校で編成する教育課程の基準を改めるため、改正しようとするものである。

第2 改正要旨

1 別表第1 関係

御所野学院中学校における各教科の年間標準時数等を改めるもの

2 別表第2 関係

御所野学院高等学校における各教科の年間標準単位数等を改めるもの

3 附則関係

施行は、平成25年4月1日からとするもの

秋田市立御所野学院中学校、高等学校管理規則新旧対照表

改 正 案		現 行	
第1条～第32条 (略) 別表第1 (第6条関係)	中学校の各教科、道徳、特別活動および 総合的な学習の時間の年間標準時数	第1条～第32条 (略) 別表第1 (第6条関係) 中学校の各教科、道徳、特別活動および 総合的な学習の時間の年間標準時数	
		総合的な学習の時間の年間標準時数	
教科等	第1学年 年間時間数	第2学年 年間時間数	第3学年 年間時間数
教科	国語	140	140
	社会	105	105
	数学	140	140
	理科	105	140
	音楽	45	35
	美術	45	35
	保健体育	105	105
	技術・家庭	70	35
	外国語	140	140
	道徳	35	35
特別活動		35	35
表現		30	30
総合的な学習の時間		50	70
年間総授業時数		1,085	1,085
備考		1 この表の授業時数の1単位時間は、50分とする。	
教科	国語	140	105
	社会	105	140
	数学	145	175
	理科	105	140
	音楽	45	35
	美術	45	35
	保健体育	105	105
	技術・家庭	70	35
	外国語	175	145
	道徳	35	35
特別活動		35	35
表現		30	30
総合的な学習の時間		50	70
年間総授業時数		1,085	1,085
備考		1 この表の授業時数の1単位時間は、50分とする。	

- 2 特別活動の授業時数は、中学校学習指導要領（平成20年文部科学省告示第28号）で定める学級活動（学校給食に係るものを除く。）に充てるものとする。
- 3 各学年においては、教科の授業時数から70を超えない範囲内の授業時数を減じ、文部科学大臣が定めるところにより中学校学習指導要領で定める選択教科の授業時数に充てることができる。ただし、各学年において、教科の授業時数から減ずる授業時数は、1教科当たり35を限度とする。

別表第2（第6条関係）

高等学校の各教科・科目および標準単位数

教科等		標準単位数	1年	2年	3年	備考
国語	国語総合	4	5			
	現代文	4		2～3	2～3	
	古典	4		2～3	3	
	国語表現Ⅱ	2			②	
地理歴史	世界史A	2			②	
	世界史B	4		④	③	
	日本史A	2			②	
	日本史B	4		④	③	
	地理A	2			②	
	地理B	4		④	③	

- 2 特別活動の授業時数は、中学校学習指導要領（平成20年文部科学省告示第28号）で定める学級活動（学校給食に係るものを除く。）に充てるものとする。
- 3 各学年においては、教科の授業時数から70を超えない範囲内の授業時数を減じ、文部科学大臣が定めるところにより中学校学習指導要領で定める選択教科の授業時数に充てることができる。ただし、各学年において、教科の授業時数から減ずる授業時数は、1教科当たり35を限度とする。
- 4 表現科については、選択教科として、この表の授業時間外で年間30単位時間実施する。

別表第2（第6条関係）

高等学校の各教科・科目および標準単位数

教科等		標準単位数	1年	2年	3年	備考
国語	国語総合	4	5			
	現代文	4		2～3	2～3	
	古典	4		2～3	3	
	国語表現Ⅱ	2			②	
地理歴史	世界史A	2			②	
	世界史B	4		③	③	
	日本史A	2			②	
	日本史B	4		③	③	
	地理A	2			②	
	地理B	4		③	③	

公民		現代社会		2	2	2	2	③
数学	倫理	倫理		2				②
	数学Ⅰ	数学Ⅰ		3	3			
	数学Ⅱ	数学Ⅱ		4		4		③
	数学Ⅲ	数学Ⅲ		3				③
	数学A	数学A		2	2			
	数学B	数学B		2		2		②
	数学C	数学C		2				②
理科	理科総合B	理科総合B		2				
	科学と人間生活	科学と人間生活		2	2			
	物理Ⅰ	物理Ⅰ		3			③	③
	物理基礎	物理基礎		2				
	物理Ⅱ	物理Ⅱ		3				③
	物理	物理		4				
	化学Ⅰ	化学Ⅰ		3			③	③
	化学基礎	化学基礎		2				
	化学Ⅱ	化学Ⅱ		3				③
	化学	化学		4				
	生物Ⅰ	生物Ⅰ		3			③	③
	生物基礎	生物基礎		2				
	生物Ⅱ	生物Ⅱ		3				③
	生物	生物		4				
	保健体育	体育	体育	7～8	3	2～3	2	
芸術	保健	保健		2	1	1		
	生涯体育	生涯体育		2				
	音楽Ⅰ	音楽Ⅰ		2	①			

外国語	音楽Ⅱ	2				③
	美術Ⅰ	2	①			
	美術Ⅱ	2				③
	書道Ⅰ	2	①			
	オーラル・コミュニケーションⅠ	3	4			
家庭情報	英語Ⅰ	3	4			
	英語Ⅱ	4			4	③
	リーディング	4				4
	ライティング	4			2	2
	表現				①	①
学校設定教科 (表現)	総合的な学習の時間 (郷土学)		①		①	2
	ホームルーム活動		1	1	1	1
	単位数総計		33	32	32	32
	備考	〇は選択科目とする。				
外国語	音楽Ⅱ	2				③
	美術Ⅰ	2	①			
	美術Ⅱ	2				③
	書道Ⅰ	2	①			
	オーラル・コミュニケーションⅠ	3	4			
家庭情報	英語Ⅱ	4		4		③
	リーディング	4				4
	ライティング	4		2		2
	英語表現Ⅰ	2	2			
	家庭基礎	2	2			
学校設定教科 (表現)	情報 A	2				③
	社会と情報	2	2			
	表現		①		①	
	総合的な学習の時間 (郷土学)		①	①	①	2
	ホームルーム活動		1	1	1	1
外国語	単位数総計		33	32	32	32
	備考	〇は選択科目とする。				

地蔵田遺跡出土品展示施設管理運営規則の設定

第1 設定理由

地蔵田遺跡出土品展示施設（以下「展示施設」という。）の開館時間、休館日等を定めるため、この規則を設定しようとするものである。

第2 要旨

1 第1条関係（趣旨）

この規則は、地蔵田遺跡出土品展示施設の管理運営に関し必要な事項を定めることとするもの

2 第2条関係（開館時間）

展示施設の開館時間を定めるもの

3 第3条関係（休館日）

展示施設の休館日を定めるもの

4 第4条関係（遵守事項）

展示施設に入館する者が遵守しなければならない事項を定めるもの

5 第5条関係（委任）

この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定めることとするもの

6 附則関係

施行は、平成25年4月27日からとするもの

秋田市指定文化財の指定について

次の物件について、指定候補として秋田市文化財保護審議会に諮問したところ、文化財として指定すべきであるとの答申があったため、秋田市指定文化財に指定しようとするものである。

1 指定しようとする物件

- (1) 秋田城跡出土胞衣壺 一括
- (2) 聲体寺亀趺碑 1基

2 文化財保護審議会における審議の概要

平成 24 年 7 月から 11 月まで 3 回にわたって開催した秋田市文化財保護審議会において、指定候補物件の調査および審議を行った。その審議結果に基づき、平成 25 年 2 月 13 日開催の審議会に、平成 24 年度の文化財指定について諮問したところ、指定候補物件 2 件は、市内に所在する貴重な価値をもつ文化財であることから、秋田市指定文化財に指定すべきであるとの答申がなされたものである。2 件の内容は以下のとおりである。

(1) 秋田城跡出土胞衣壺

胞衣壺は、平成 5 年に秋田城外郭東門から政庁に至る東大路の調査（第 60 次発掘調査）で検出した S X 1305 土器埋設遺構から出土した。

胞衣壺は蓋がされ、内部は密閉された中空の状態で、茶褐色の物質、萬年通寶 5 枚、鉄片が確認された。この茶褐色の物質を分析した結果、胎児由来の血液成分の存在が確認され、血液型が B 型の男子の可能性がある。

本胞衣壺は、全国的にも出土例が少ない奈良時代中頃の完形の胞衣壺である。また、秋田城内で、子どもの健やかな成長と立身出世を願う、胞衣納めの祭祀が行われていたことを示すものとして貴重である。

(2) 聲体寺亀趺碑

亀趺碑は、聲体寺の山門右側に建てられている石碑で、天保飢饉の犠牲者の供養と、その際に食料調達に尽力した秋田藩家老小野岡義音の功績の顕彰という二つの性格を有している。義音の家中であった梶山音信が嘉永 2 年（1849）に建立し、碑文撰文者は藩校明德館教授を務めた西宮先である。

本亀趺碑は、左側面には天保飢饉の際の藩内の様子や藩の対応が詳述され、犠牲者を悼む言葉が続く。そして食料調達の任に当たった義音の功績を称え、その死を悼む内容が、記されている。右側面には深雪で墓参ができない時に礼拝できる場所として建立されたという経緯が、正面には時宗の六字名号「南無阿弥 4 仏」が記されている。

現在、県内で他に亀趺碑は確認されていないことから、本亀趺碑は稀少なものである。加えて、日本の亀趺碑の多くが大名や寺社の事蹟を顕彰するものであるのに対し、本亀趺碑は家老個人の事蹟を顕彰すると共に飢饉の犠牲者を供養することが主眼とされているのが特徴である。秋田藩の武家社会において亀趺碑の存在と意義が認識され、建立されたという事実を知ることができると共に、天保飢饉への藩の対応と成果について、同時代人がどのように評価していたかを窺い知ることができる資料として貴重である。

「秋田城跡出土胞衣壺」について

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 名 称 | 秋田城跡出土胞衣壺 |
| 2 | 員 数 | 一括（須恵器短頸壺 1点、須恵器蓋 1点、萬年通寶 5枚、鉄片残欠） |
| 3 | 種 別 | 有形文化財（考古資料） |
| 4 | 所 在 地 | 秋田市寺内大畑4番1号 秋田城跡出土品収蔵庫 |
| 5 | 所 有 者 | 秋田市 |
| 6 | 寸 法 | 壺 高さ15.4cm、最大径20.2cm、法量約3,500cc
蓋 高さ3.8cm、口径13.6cm
萬年通寶 周縁外径2.6cm、周縁内径2.1cm、厚さ0.15cm、
方孔1辺0.65cm |
| 7 | 年 代 | 8世紀後半 |
| 8 | 説 明 | |

胞衣壺は、平成5年に秋田城外郭東門から政庁に至る東大路の調査（第60次発掘調査）で検出したSX1305土器埋設遺構から出土した。

SX1305土器埋設遺構は、調査地南東部の第16層黄褐色砂整地層面で検出された。径40cm、深さ28cmの円形の掘り込みの中に胞衣壺を正立の状態で埋設していた。埋土は混入物の少ない黄褐色砂で、第16層に類似する。

胞衣壺は蓋がされ、内部は密閉された中空の状態で、底部に厚さ5mm程度の弾力のある茶褐色の物質が堆積していた。この茶褐色の物質を分析した結果^(註1)、胎児由来の血液成分の存在が確認され、血液型がB型の男子の可能性がある。その物質の下に、5枚の萬年通寶が確認された。萬年通寶は底面に密着しており、全て貨銘を上面にして方向はほぼ北に向けて置かれていたが、位置関係については、規則性は認められない。しかし、胞衣と併納物である貨幣について、松村恵司氏は方位に関係する信仰が関係していた可能性を指摘^(註2)している。

萬年通寶の貨面には、胞衣を包んだと考えられる織物の圧痕が鮮明に認められ、織り目のきめ細かさから絹と推測される。その他、壺体内底面から5mm程度の鉄片が確認されたが、小片のため何の破片であるかは不明である。

胞衣壺は蓋付きの須恵器短頸壺で、蓋は扁平なツマミが付き天井外面全体にケズリ調整を施したもので、切り離しは不明である。外面全体にゴマふり状の自然釉がかかり、内面には短頸壺の口唇部との密着による痕跡が認められる。壺は台部が欠損したいわゆる薬壺形の短頸壺である。肩部には蓋と同様に、ゴマふり状に自然釉がかかり、体部下半は粗い手持ちケズリを施している。いずれも8世紀第3四半期の製作と考えられ、秋田地域では、須恵器を生産した上新城丘陵の新城窯跡群や手形山台地の手形山窯跡が操業を開始しており、同時期の同様な調整が施された須恵器短頸壺が出土している。

胞衣壺埋納時期は、須恵器の年代が8世紀第3四半期の製作であることや、萬年通寶初鑄年代、S X 1 3 0 5 土器埋設遺構の掘り込み面などから、天平宝字4年（760）から神護景雲4年（770）と考えられる。

奈良時代の胞衣壺は、福島県のうまや遺跡（須賀川市指定有形文化財（考古資料））、奈良県の平城京跡、京都府の長岡京跡、大阪府の畑ヶ田遺跡、鳥取県の諏訪山ノ後遺跡などから出土しているが、東北の古代城柵官衙遺跡では未発見である。

本胞衣壺は、東北の古代城柵官衙遺跡では初めての出土例であり、全国的にも出土例が少ない奈良時代中頃の完形の胞衣壺である。また、秋田城内で、子どもの健やかな成長と立身出世を願う、胞衣納めの祭祀が行われていたことを示すものとして貴重である。

註1

胞衣壺の中に堆積していた茶褐色の物質の分析を秋田大学医学部法医学教室吉岡尚文氏に依頼した（詳細は後述）。

註2

松村氏は、「出土銭貨」（『日本の美術 第512号』 2008.12）の中で、「土器に納めた銭貨の枚数は、それを献じる神々に対応するのであろう。4文は東西南北四方の神々に、5文はそれに中央の神を加えたもの、7文はさらに天と地を加えたものと考えられる。」と述べている。

（参考）

1 秋田城跡

秋田城跡は、市街地北部の標高30～50mの清水丘陵に立地する、奈良時代から平安時代にかけて東北地方の日本海側（出羽国）に置かれた大規模な地方官庁の遺跡で、古代の政治・軍事・文化の中心地であった。

天平5年（733）に、秋田村清水岡に遷された当初は「出羽柵」、天平宝字4年（760）ごろに秋田城と呼ばれるようになった。奈良時代には出羽国の国府が置かれ、津軽・渡嶋のほか、大陸の渤海国など対北方交易・交流の拠点としても重要な役割を果たしていたと考えられている。

昭和14年には、遺跡の重要性が認められ、約90haが国の史跡に指定された。

昭和34年から37年まで国が直接発掘調査を行い、47年からは市教育委員会が継続して調査している。調査により東西・南北約550mの不整形の範囲を外郭の堀が巡り、中心部に東西94m、南北77mに区画された政庁域があることが判明した。また、外郭東門跡・西門跡、水洗厠舎跡などを始めとする多くの遺構が検出され、土器や瓦・木製品・金属製品のほか、木簡「天平六年月」などのSE406井戸跡出土品（県指定有形文化財）・和同開珎銀銭（県指定有形文化財）な

どの多くの遺物が出土している。

2 胞衣壺の性格

胞衣納めは、生まれてきた子どもの健康と成長そして出世を祈る儀式である。お産の時の後産である胞衣を水や酒・酢で洗い清めて布や絹で包み、男子であれば墨や筆・刀子等、女子であれば針や糸・紡錘車等、そして共通するものとして銭貨数枚を一緒にして壺や桶に入れる。古代にはそれを住居の内部又は外部に埋納された。中世になると、住居内外に埋納した他、近くの山に埋納したり、建物の柱や天井に結び付けられたりもした。

古代から中世には、胞衣と子どもは同じ母胎から生まれたものであり、住居の近くに丁重に埋納するという考えがあったのに対し、近世から近代では出産に伴う穢れ物の一部であるという考えもあったようである。

3 茶褐色の物質の分析①

(1) 血液成分の含有について

オルトトルイジン試薬による発色検査を行った結果、資料には陽性を示すもの、陰性を示すものが混在するが、総合的には血液様物質を含有するといえる。

(2) 血液様成分の人由来について

人の成分に対する各種抗体を用い、検査資料中にそれら抗体と反応する抗原があるかどうかを二元免疫拡散法ならびに一元免疫拡散法（アガロースプレート使用）によって検査した。

その結果、二元免疫拡散法では抗臍帯血溶血液血清ならびに抗体トアルブミン血清と資料のツィーン20抽出液との間に極めて淡く、沈降線の形成が認められた。また、一元免疫拡散法では、抗ヒトヘモグロビンA血清とツィーン20抽出液との間に小さいながら沈降輪が形成された。上記の検査とは別に、資料の小片を各別に抗ヒトヘモグロビンA血清、抗ヒトヘモグロビンF血清および抗体臍帯血球膜血清の含有アガロース板上に直接おき、沈降物形成の有無を顕微鏡下に観察したところ、抗ヒトヘモグロビンA含有アガロースと資料小片の一つに沈降物がわずかに認められた。

更に、臨床検査で用いる便潜血反応試薬キット（市販品）を用い資料中にヒトヘモグロビンを含有するかどうかを検査した。ラテックス凝集法により明らかな陽性を示した。しかし、モノクロナール抗体法では陰性であった。

以上の一連の成績より、資料中にはヒトの血液成分が存在するものと判断される。また、血液成分は胎児のものである可能性が高い。

(3) 血液型の検査

資料の小片を微細化し、解離試験を行った。しかし、再現性に乏しく、正確な判定は困難であった。このことは真に判定できない場合、複数の血液型が混

在している場合などが考えられるが、印象としては判定ができない（超陳旧資料のため型物質が変性、破壊）と考える。

上記の方法とは別に資料を緩衝液に溶解し、S D S . P A G E（電気泳動法）後、膜転写し、膜について血液型判定用モノクローナル抗体、血液型関連レクチンとの反応を試みた。

この成績からも被検資料中の血液物質の血液型を特定することは困難であった。

(4) D N A 検査

資料の一部を信州大学医学部法医学教室 福島弘文教授に送付し、D N A 分析による性別判定およびA B O式血液型判定を依頼した。その結果、性別や血液型を判定し得るためのD N A 領域は増幅されなかった。おそらく資料が極めて古いことや保存条件などに起因してD N A が殆ど変質していた可能性が考えられる。一方、ミトコンドリア由来のD N A は増幅され、これとヒト由来ミトコンドリアD N A を対照として電気泳動すると共通バンドを認めた。ところが、サルなどにも本バンドが出現することから、増幅されたミトコンドリアD N A は人間のものである可能性は高いが断定できないものである。ただし、前述の1と2の検査結果とを併わせ考えると、人間由来の成分と考えても矛盾はないといえる。由来組織が何であるかは全く判断できない。

(5) 結論

ア 検査資料には人の血液成分が存在するものと考えられる。この血液成分は胎児由来である可能性が高い。また、血液成分以外にどのような組織が存在するかを確定することは困難である。

イ 血液成分のA B O式血液型を特定することは困難である。

4 茶褐色の物質の分析②

(1) 性別判定

胞衣壺内資料から得たD N A を鋳型としてX染色体上のD X Z 1 遺伝子とY染色体上のD Y Z 3 遺伝子の増幅を試みたところ、1回目のP C Rではバンドの確認は困難であった。そこで1回目の反応液の一部を鋳型として再びP C Rを行ったところ、対照として、X染色体上のD X Z 1 遺伝子は女性血液由来D N A、Y染色体上のD Y Z 3 遺伝子は男性血液由来D N A を鋳型としてP C Rを行った。胞衣壺内資料から得られたD N A を鋳型としたP C R産物はそれぞれの対照と同じサイズのD X Z 1 およびD Y Z 3 遺伝子の増幅が認められた。すなわち男性由来のものと判定された。

(2) A B O式血液型検査

胞衣壺内資料から得られたD N A を鋳型として各プライマーセットでP C Rを行ったところ、1回目のP C Rでは増幅産物の観察は困難であった。そこで

1回目の反応液の一部を鋳型として再びPCRを行ったところ、目的のサイズ
のバンドが認められたが、副反応によるバンドも認められ、ABO式血液型判
定は困難であった。分解されたDNAの短いフラグメントの影響によるものと
考えられた。そこで、胞衣壺内資料から得られたDNAを1Kb以上と1Kb
以下に分け、1Kb以上のDNAを鋳型にしてPCRを行った。261-O、
703-AOおよび526-Bの3種のプライマーセットではAA、BO、A
B、BBおよびOOとAOの何れかの5種の遺伝子型が決定できる。胞衣壺内
資料から得られたDNAを鋳型とした場合、3種のプライマーセットでそれぞ
れ増幅バンドが得られたことにより、遺伝子型はBOと判定した。従って、A
BO式血液型検査はB型となる。

(3) 結論

ア 性別は男性と判定される。

イ ABO式血液型はB型（BOタイプ）と判定される。

参考文献

秋田市教育委員会 『秋田城跡 平成五年度秋田城跡調査概報』 1994.3

秋田市 『秋田市史 第七巻 古代 史料編』 2001.3

秋田市 『秋田市史 第一巻 先史・古代通史編』 2004.3

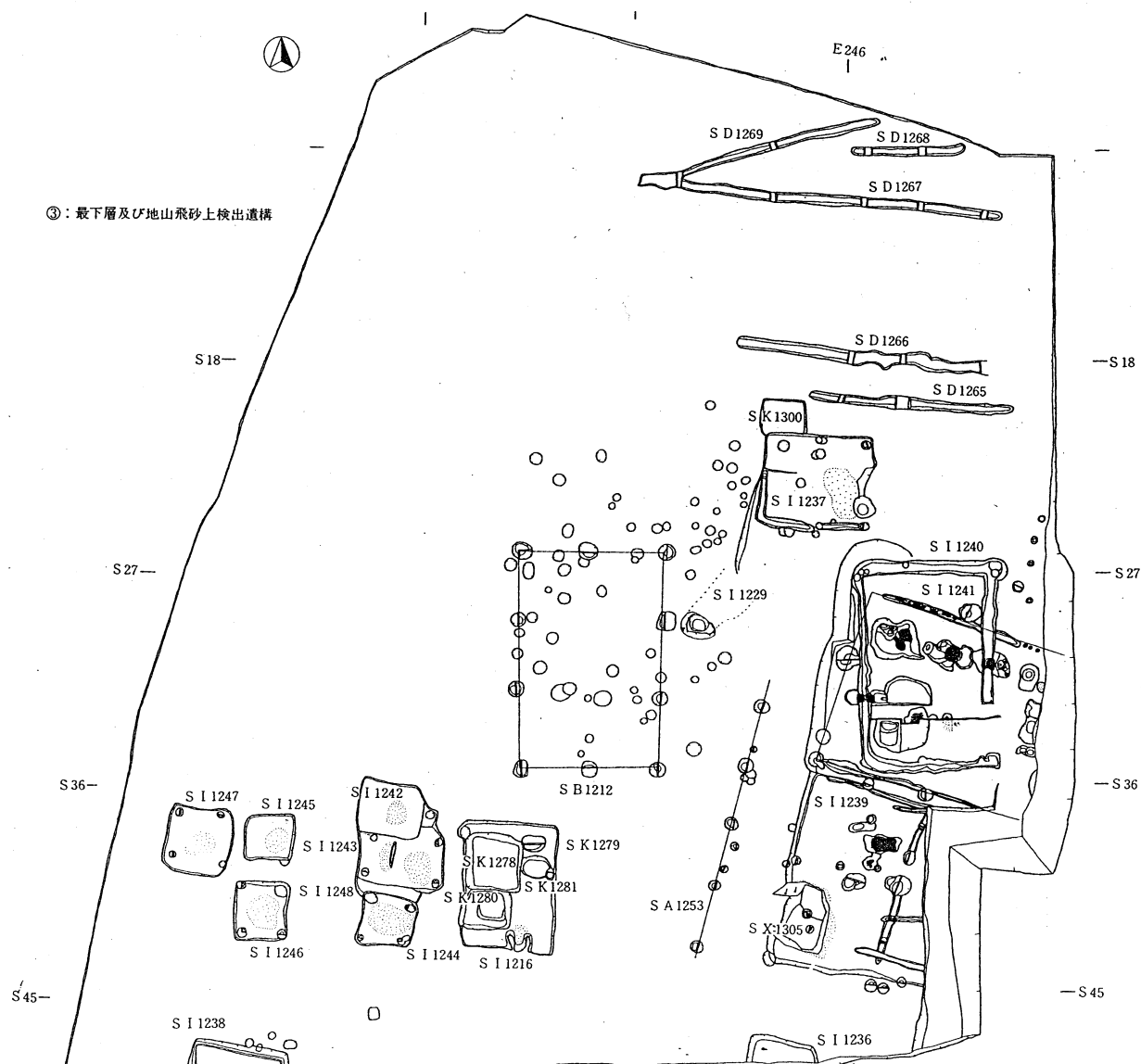
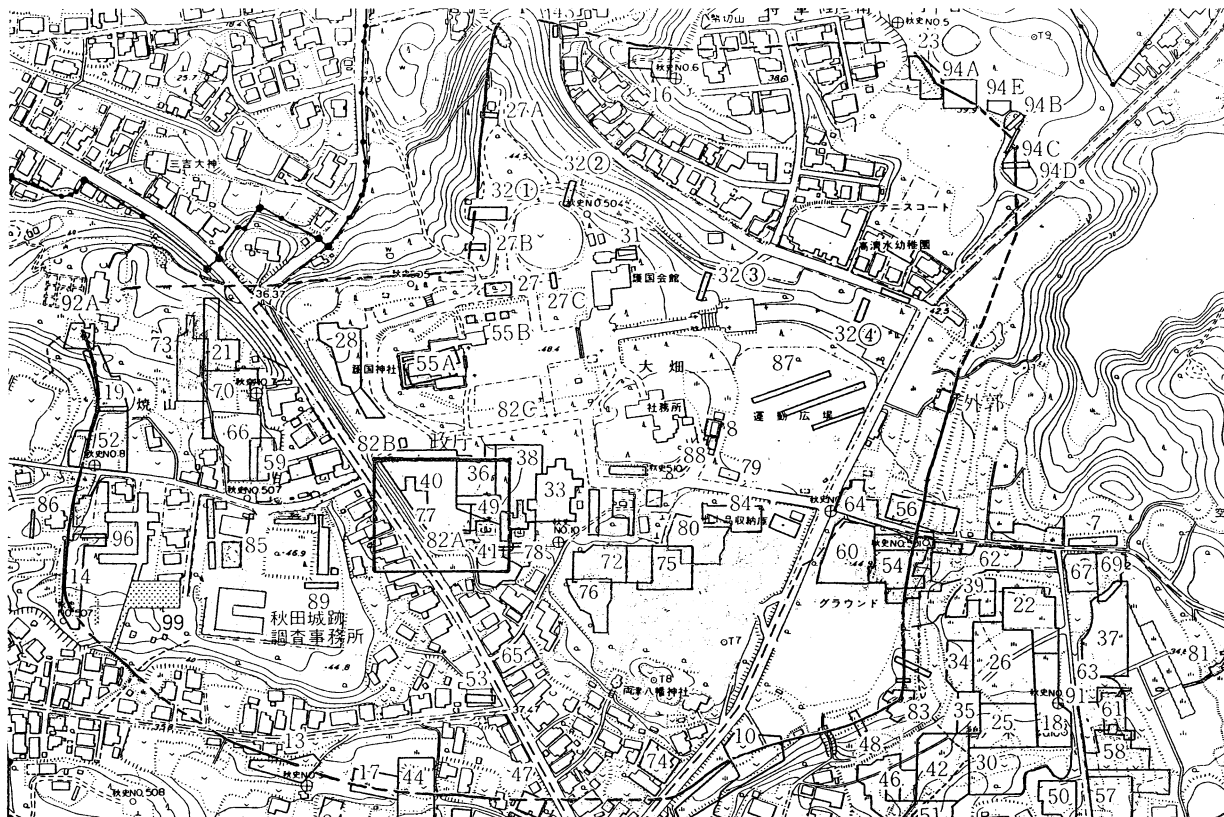
水野正好 「想蒼籬記 壹叢」 『奈良大学紀要 第13号』 1984.9

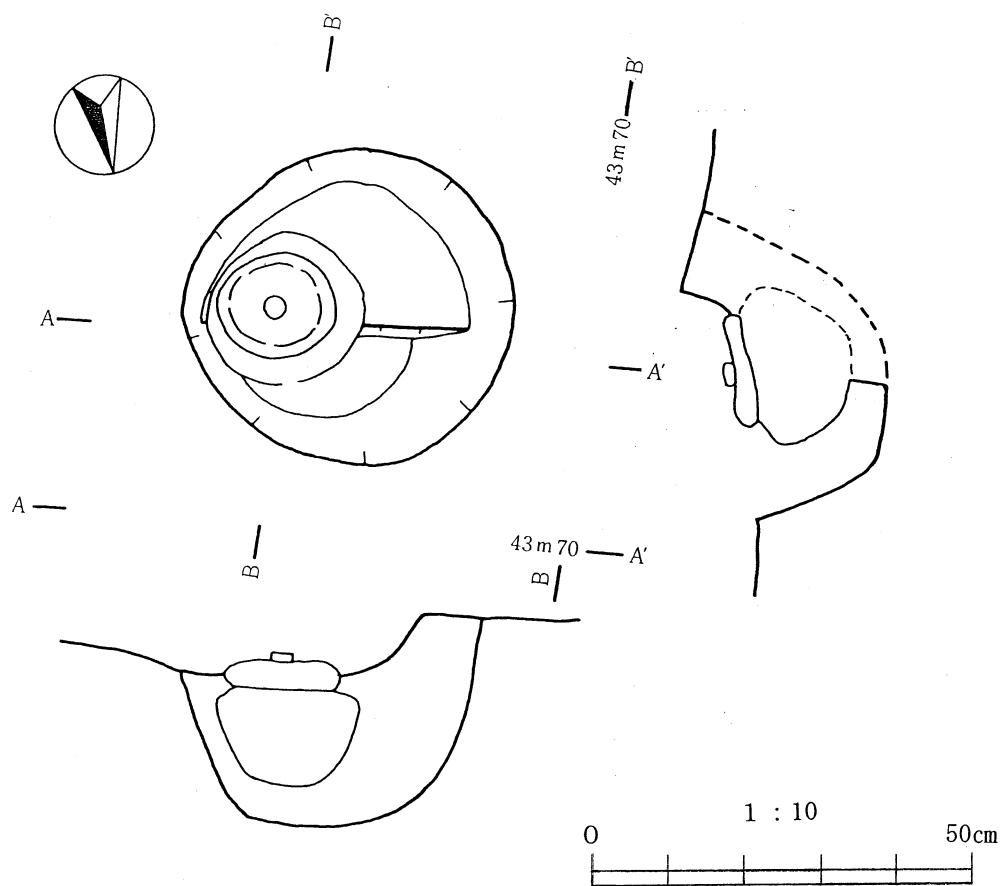
水野正好 「産育呪儀三題」 『文化財学報 第13集』 1995.3

鐘方正樹 「胞衣を納むる位置と方角」 『奈良市埋蔵文化財調査センター紀要』 1990.3

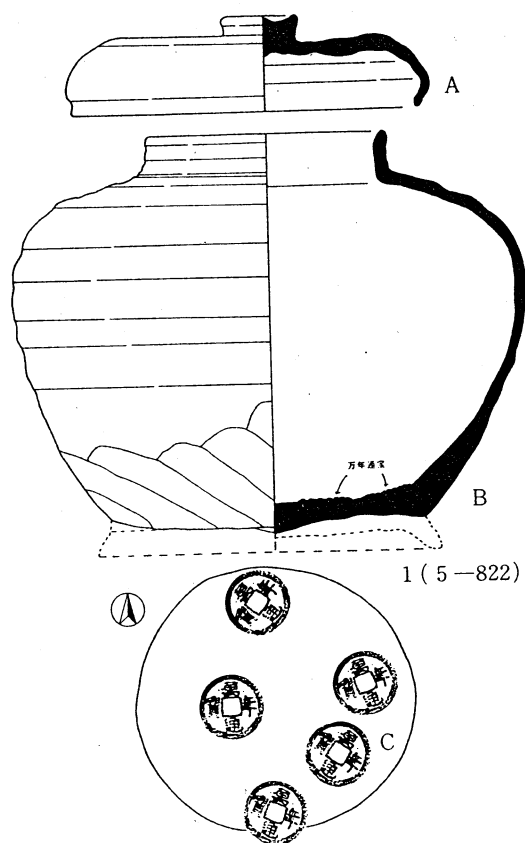
中村禎里 『胞衣の生命』 1999.11

松村恵司 「出土銭貨」 『日本の美術 第512号』 2008.12

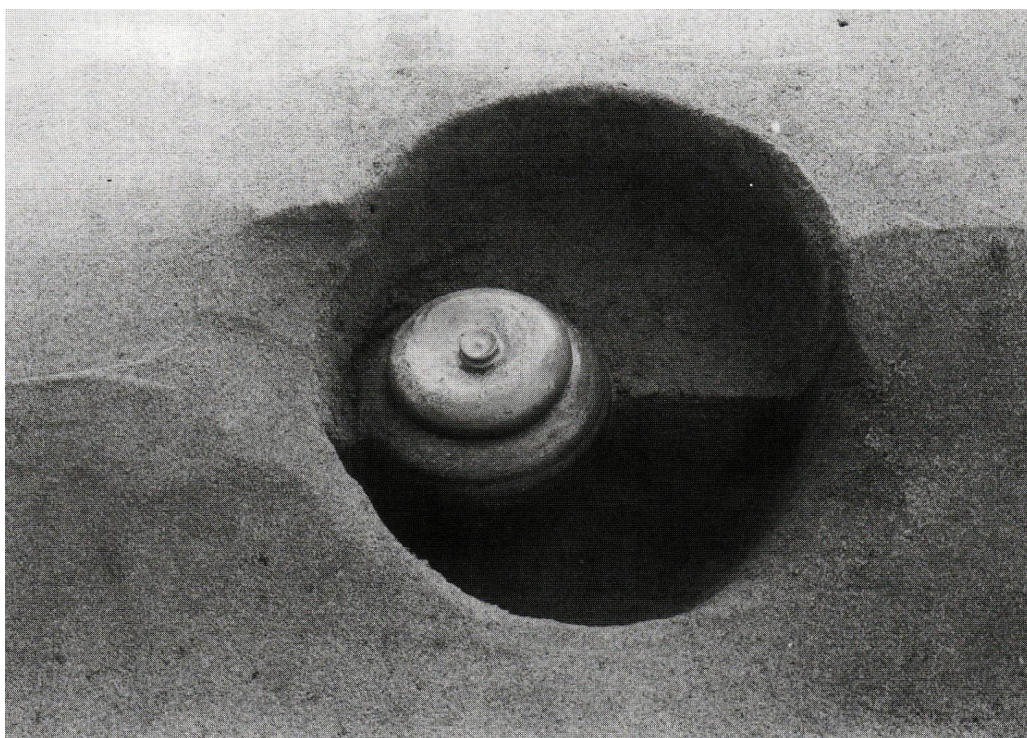




第3図 SX1305土器埋設遺構 (1/10)



第4図 SX1305土器埋設遺構出土遺物 (1/3)



史跡秋田城跡出土胞衣壺

「聲体寺亀趺碑」について

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 名 称 | 聲体寺亀趺碑 |
| 2 | 員 数 | 1基 |
| 3 | 種 別 | 有形文化財（歴史資料） |
| 4 | 所 在 地 | 秋田市保戸野鉄砲町3番44号 |
| 5 | 所 有 者 | 宗教法人 聲体寺
代表役員 常盤 誠 |
| 6 | 石 質 | 宝珠・請花：凝灰岩、笠石・碑身・亀趺・台座：輝石安山岩 |
| 7 | 寸 法 | 全体 幅155cm、奥行159cm、高さ247cm
笠石 幅102cm 奥行121cm 高さ38cm
碑身 幅45cm 奥行43cm 高さ108cm
亀趺 長径100cm 短径85cm 高さ40cm
台座 上段 幅106cm 奥行106cm 高さ35cm
下段 幅155cm 奥行159cm 高さ6cm |
| 8 | 建立年代 | 嘉永2年（1849） |
| 9 | 説 明 | |

亀趺碑は、聲体寺の山門右側に建てられている石碑で、天保飢饉（1833～1836）の犠牲者の供養と、その際に食料調達に尽力した秋田藩家老小野岡義音（？～1845）の功績の顕彰という二つの性格を有している。義音の家中であった梶山音信（？～？）が嘉永2年（1849）に建立したもので、碑文撰文者は藩校明德館教授を務めた西宮先（1800～1853）である。

本亀趺碑は、左側面・右側面・正面に碑文が刻まれており、左側面には天保飢饉の際の藩内の様子や食料調達のための藩の対応が詳述され、犠牲者を悼む言葉が続く。そして食料調達の任に当たった義音の功績を称え、その死を悼む内容が記されている。右側面には深雪で墓参ができない時に礼拝できる場所として建てられたという建立の経緯が記されている。正面には時宗の六字名号「南無阿弥4仏」が彫られ、個人の顕彰碑であると同時に死者の供養碑でもあることが特徴である。

石質は宝珠と請花は凝灰岩、それ以外は輝石安山岩である。凝灰岩の産地は不明であり、輝石安山岩の産地は寒風山の可能性が高い。笠石と碑身、亀趺とでは色合い、質感などが異なるが、これは雨水による酸化の結果生じたものであり、もともと（註1）とは同一の地で産した同一の石材であったと考えられる。

これらのうち、碑身と亀の接続部分の修復については、昭和58年（1983）の日本海中部地震の後に行われていたことを付近住民が記憶していたが、地震での

被害の程度など詳細は不明である。その他の箇所については、いずれも修復時期は不明である。

現在のところ秋田県内で他に亀趺碑の存在は確認されていないことから、本亀趺碑は稀少なものであると言える。加えて、日本における亀趺碑の多くが大名や寺社の事蹟を顕彰するものであるのに対し、本亀趺碑は家老個人の事蹟を顕彰すると共に飢饉の犠牲者を供養することが主眼とされているのが特徴である。秋田藩の武家社会において亀趺碑の存在と意義が認識され、それが建立されていたという事実を知ることができる資料であると共に、天保の飢饉に際しての秋田藩の対応と成果について、同時代人がどのように評価していたかを窺い知ることができる資料として貴重である。

註 1

石質については、秋田地学教育学会事務局長である資源学博士藤本幸雄氏に調査していただいた内容をまとめたものである。

(参考)

1 亀趺碑

(1) 亀趺碑とは

亀を模した趺石（台石）のことであり、その上に碑身を置く亀趺碑は中国の南北朝時代、南朝の梁（502～557）で初めて登場した。唐（618～907）では、五品以上の者に限って亀趺碑を建てるのが許され、以降、貴族や官僚階級の特権とされた。朝鮮半島では新羅（356～935）の時代に唐に倣って作られはじめ、中国の場合と同様に一定以上の高い身分のものに限られたが、寺院や僧侶の顕彰碑として建てられたものもある。日本では、江戸時代に大名家などが大型墓葬をするにあたっての墓前碑として、また、寺社や先人の顕彰碑として建てられている。

(2) 形状

笠石は北東の角および北西の角の先端部分がそれぞれ欠損している。また、右側面および左側面南側に亀裂が入っている。碑身は中央部に亀裂が入り修復されている。正面および左側面には数か所の小さな欠損部分がある。亀趺は亀の頭部が欠損している。付近住民の証言によれば60年以上前から頭部がない状態だったとのことである。寺側にも資料は残っておらず、当初の形状や欠損時期、欠損した理由などについての詳細は不明である。また、尾の先端がわずかに欠損しており、碑身と亀の接続部分、亀の左前脚と右後脚の付け根には修復した跡がある。そのほか、右前脚は本来のものが失われ、修復されている。台座は北面の亀の尾の下部に大きな欠損部分があり、正面に亀裂が入っている。また、亀の腹部と台座の間には固定するための補修がなされている。

(3) 位置

亀趺碑の当初の設置位置については明確な資料が残っていないが、付近の住民の証言により60年以上前から現在地にあったことが分かっている。右側面の碑文の内容によれば、当初から山門前に建てられたことになり、設置当初の位置か、それに近い地点に現在も建っている可能性が高いと考えられる。

2 碑文

(1) 原文

碑 文 なし	(背 面)	南 無 阿 弥 4 佛	(正 面)	之上山際雪本 所墓音而没寺 願者信已脛後 云以建豈即園 此此孝人廣 為妙子各潤 設經孝不兆 香塔孫能域 火自之上極 西 為今意其多 宮 禮之乎墓而 先 拜後今遙隆 又 之深茲投冬 誌 處雪嘉花初 則之永寺春 固日己禮之 音不酉拜交 信能梶空積	(右 側 面)	嶽哀矣縣糧與野廩天 松哉至人艘攝岡賑保 翁大翌口以豪義救癸 居夫年併二族音焉巳 士以甲所月某君不奧 如弘午有入某受足羽 其化疫之我議 則大 善乙厲餘港輸命又飢 言巳流粟無糴以告 懿九行均一前正糴本 行月即分有後月於藩 垂十孤之離数發攝最 于八老於覆十 越被 國日疾郡没百藩矣其 史卒弱内之艘身時* 載法死窮患汎冒執 ⁷ 於 于諡者民者舟霜政是 人曰幾得即之雪大 口寛百以令役星夫官 以德人免吏不夜公大 顯院鳴飢計營赴族開 然仁呼餓郡也攝小倉	(左 側 面)
--------------	------------------	----------------------------	------------------	--	-----------------------	--	-----------------------

(2) 解釈

ア 左側面

天保癸巳四(1833)年、奥羽地方に大飢饉が起こった。本藩(秋田藩)はこのうえなくその飢饉の害を被った。そのため秋田藩は藩の米倉を大いに開放し、米穀を施して飢民を救おうとした。しかし食料は足りなかった。そこで秋田藩はただちに摂津・越後から米を買い付けることを布告した。時の家老で、秋田藩主佐竹氏の一族である小野岡義音君は主君の命を受けて正月に秋田藩を出発し、自ら霜雪を押し切り、冬の星降る夜を通して摂津の国に向かった。義音は摂津の国の豪商らと相談し、秋田藩まで購入米を運ばせることとした。

摂津の国からの舟が数十艘数百艘と、相次いで連なって秋田藩の土崎港に入港する様子は中国の故事「汎舟之役」(穀物移送船が国都から国都へ相続く意)を上回る賑わいであった。米を積んだ舟は二月に土崎港に入り、ひっくりかえって沈んだりしたものは1隻もなかった。秋田藩ではすぐに役人に郡県(領内)の人口を数えさせ、備蓄の穀物と取り寄せた米を合わせて、郡内に均等に分け与えた。かくして郡内の食糧が不足していた人々は飢えから免れることが出来た。翌年天保甲午五(1834)年に流行病が発生し、老人や病弱な者が数百人も死んだ。ああ何と悲しいことよ。家老(義音)は弘化二(1845)年九月十八日に亡くなった。戒名は寛徳院仁嶽松翁居士という。その言動の善美なさまは国の歴史に名を刻み、人々の言葉に上るほどに顕著なものとなった。

イ 右側面

本寺の後方の庭園は広く、墓地は極めて広大である。しかも真冬や初春の頃は積雪が深く、脛が隠れるほどである。したがって人々は墓参ができず、遠くから寺の中に花を投げ入れ、空に向かって礼拝するだけであった。これは子孫の心配りとするのであろうか。ここに嘉永己酉二(1849)年、梶山音信(小野岡義音の家来であった)が山門の前に妙経塔(亀趺碑)を建てる。今後、深雪で墓参ができない時は山門の前を香火を焚き、礼拝する場所にする事とした。かくして音信の願っていた通りとなった、という。

以上、西宮先が(碑左側面の碑文に続き)さらに書き記した。

(3) 内容の歴史的検討

碑文の解釈は前項のとおりであるが、碑文内容そのものの真偽について検討した結果、次のように2点の疑問が生じた。まず第1点として小野岡義音が家老の立場から飢饉対策のため緊急に米の買い付けを命じられ、秋田を出発したのは、天保5年1月12日で、目的地の大坂に到着したのは3月4日のことであった(『渋江和光日記』、『黒澤家日記』)。4月11日、14日の2度の渋江和光への手紙の中で、米の買い付けのことには全く触れておらず、逆に、内密に須磨・明石を見物したことが書かれているのみである。このことから、碑文にあるように小野岡の努力で天保5年の2月に秋田の湊に大量の米が船で送られてきたとの内容は、疑わしいことになる。

更に第2点として、天保5年5月16日、藩が示した「御条目並執達」によると、天保5年2月に発生した江戸の大火で被害を受けた諸藩が大坂で借金をさかんに行っていたため、小野岡による秋田藩の米の買い付けは困難な様子と伝えている。

以上の2点から、天保5年2月から5月までの間、小野岡義音が大量の米の買い付けに成功し、秋田に米が輸送された結果、領民が飢餓から解放された事実は確認できず、碑文の内容には事実と異なる部分が多いと言わざるを得ない。しかし、碑文中にある「人口調査を行い、備蓄の穀物と取り寄せた米を合わせて、領内の食糧が不足していた人々に均等に分け与えた」との政策（家口米仕法^{かこうまいしほう}）の実施など、藩当局が領民救済のためどのような施策を展開したかの一端をこの碑文から知ることができる点において、文化財としての価値は高いと認めることができると判断した。

3 聲体寺

慶長17年（1612）、時宗総本山清浄光寺32世普光（1541～1626）の弟子であった義山（？～1632）が開山した。普光は佐竹氏12代当主の義人^{よしひと}（1400～1468）の四男義森^{よししげ}（？～？）の子、小野岡義高（？～？）の三男で、義人の曾孫にあたる。義山は普光の甥であり、慶長15年（1610）、普光により秋田へ遣わされた。この義山を秋田藩初代藩主である佐竹義宣（1570～1633）が秋田に留めおき、聲体寺を造立した。

天保8年（1837）に那波三郎右衛門宅・紹陸院・真敬寺とともに天保飢饉死亡者の大供養会読経が行われている。

4 時宗

鎌倉時代末期に興った仏教の一宗派。開祖の一遍（1239～1289）は「南無阿弥陀仏」の念仏を唱えれば往生できると説き、諸国を遊行した。一遍の没後は門弟が遊行を受け継ぎ、宗主は遊行上人と呼ばれた。佐竹氏は常陸時代に時宗寺院である太田浄光寺を菩提所とするなど関わりが深く、これを厚く保護した。遊行上人の秋田藩への遊行は少なくとも13回あり、本亀趺碑が建てられた嘉永2年（1849）にも遊行活動がなされている。

5 六字名号

正面の六字名号については、時宗において特に重要視されるものである。ただし、六字名号の碑を建立することに信仰上の特段の意義があるわけではなく、時宗の教義を踏まえて建立したものというよりは、本寺の檀家であった梶山音信が、設置場所に相応しい字句として彫り込んだものでないかと推測される。ちなみに、時宗寺院において亀趺碑を建てている例は、現在のところ他に確認されていない。

6 小野岡義音

右衛門、大和と称する。秋田藩9代藩主佐竹義和（1775～1815）、10代藩主義厚（1812～1846）に仕え、享和3年（1803）～文政2年（1819）、天保4年（1833）に、秋田藩の家老を務めた。

菩提寺は聲体寺である。

7 梶山音信

小野岡義音の家中。梶山氏はもと佐竹氏の直臣であったが、その一族梶山肥後（？～？）が命じられて小野岡義従（？～？）に仕えて秋田転封に随行し、その子孫は小野岡家に仕えた。

8 西宮先

寛政12年（1800）～嘉永6年（1853）。奎齋と号する。今宮摂津守家組下であり、代々菅沢町（現仙北市角館町田町）に住む。文政9年（1826）、御学館詰役並となり久保田へ移る。天保10年（1839）、藩校明德館の教授並となり、弘化3年（1846）、教授に就任する。書をよくし殊に隸書にすぐれ篆刻を巧みとした。

参考文献

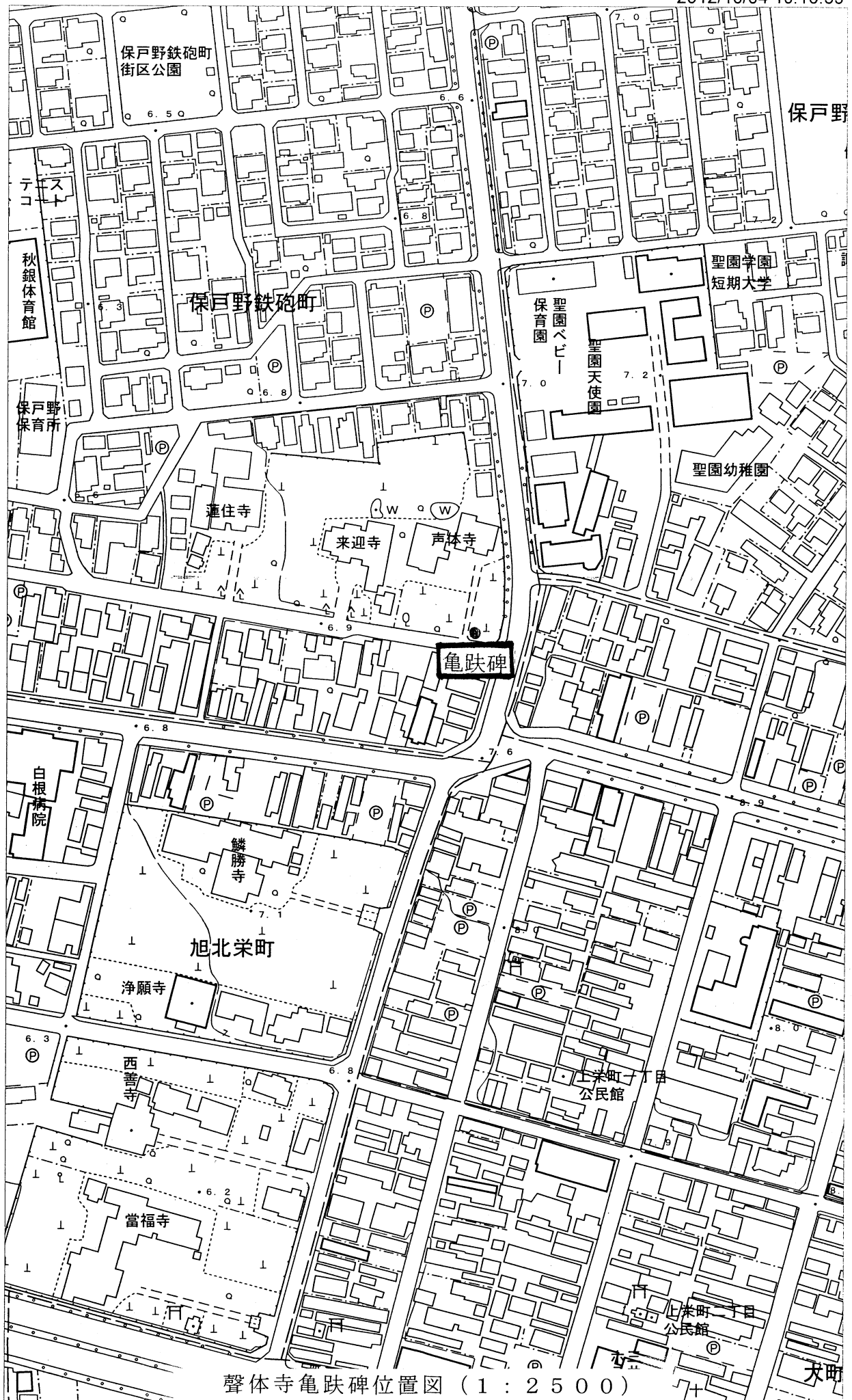
石川三佐男監修 『秋田市声体寺亀趺碑訳読』 2008 .11

秋田魁新報社企画委員会事務局編 『秋田のお寺さん－秋田・河辺－』 1978 .3

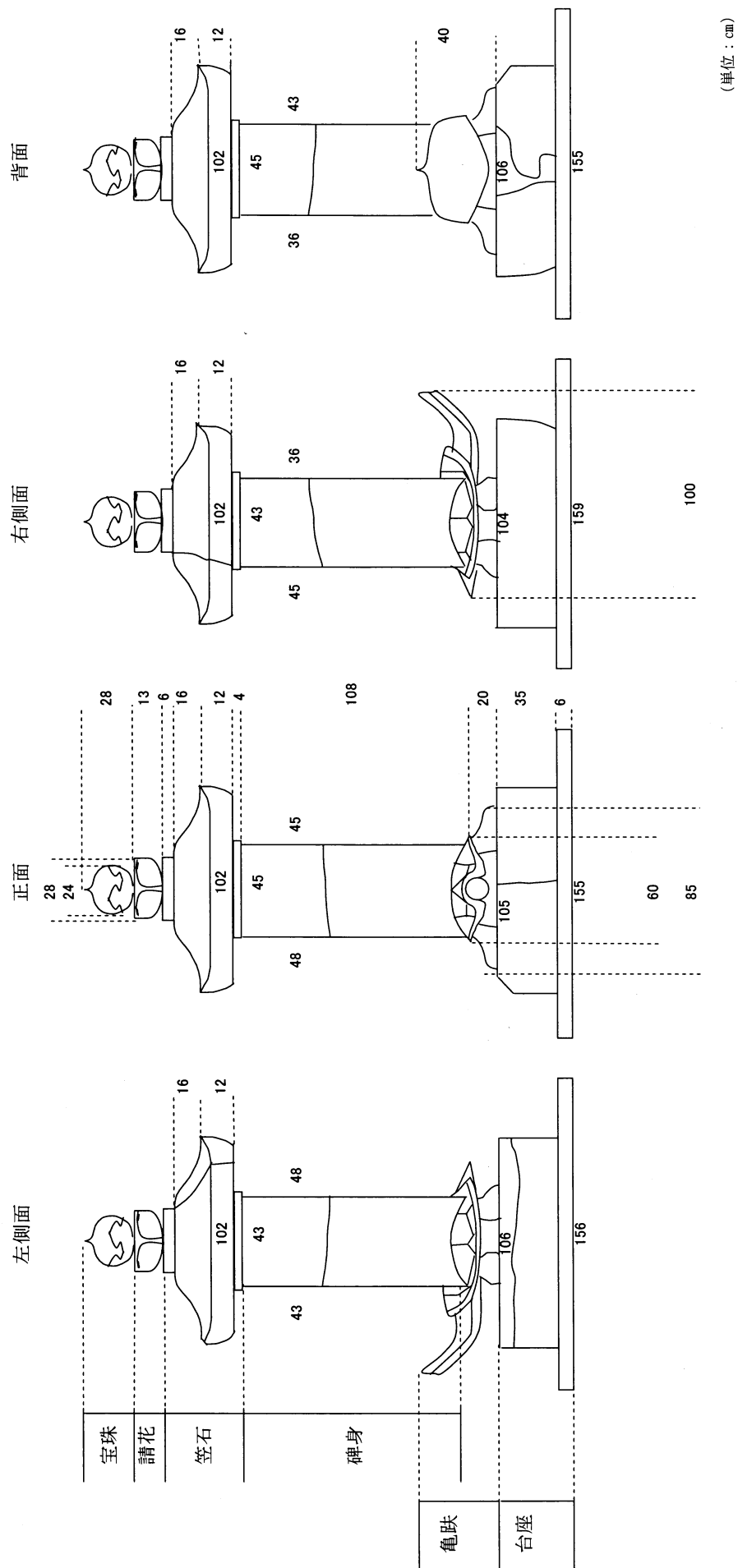
秋田魁新報社出版部編 『心のふる里「秋田のお寺」』 1997 .5

秋田市編 『秋田市史 第三巻 近世通史編』 2003 .6

秋田魁新報社編 『秋田人名大事典』（第二版）2000 .7



聲体寺亀趺碑位置図 (1 : 2 5 0 0)



聲体寺龜趺碑立面図



聲体寺亀趺碑



碑身正面



碑身左側面



碑身右側面